

○財務省告示第五百二十四号
 省令第三十号（第六條第一項の規定に基づき、平成十五年七月二十二日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）

平成十五年七月十八日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用	発行方法	発行額	払込金額	最低額	振替単位
利付国庫債券（五年）（第二十八回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四條第一項及び平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律（平成十五年法律第十八号）第二條第一項	成十三年度法律第七十五号。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	日本郵政公社による国債の募集	額面金額で三百五十億円	うち、財政法第四條第一項の規定に基づき発行する利付国債に	ついては、額面金額で百八十八億九千三百万円、平成十五年度	振替法の規定による振替口座簿
財務大臣 塩川 正十郎						三百五十億円	

九 発
十 集
十 利
二 集
の 経 過 利 子
払 込 み

の記載又は記録は、最低額面金の
額の整数倍の金額によるものと
する。平成十五年七月二十二日
平成十五年七月二十二日
額面金額百円につき百円十二銭
年〇・五パーセント
(一) 日本郵政公社総裁は、払込金
額に加えて、次の算式により算
出した金額を第十九号に規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{32}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるも
もものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額(た
だし、当該国債を発行時におい
て取得する者が非居住者又は
外国法人である場合には、前記
(一)の算式により算出した金額
に当該非居住者又は外国法人
が適用を受ける所得税の税率
を乗じた金額)を控除すること
ができる。

十三 初期利子

平成十五年十二月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.5}{2} \times 1$$

十四	第二	以後	の	利	子	以	毎	年	六	月	二	十	日	及	び	十	二	月	二	十
十五	償	還	の	期	限	を	支	払	う	日	以	前	六	月	間	に	属	す	お	お
十六	償	還	の	金	額	を	支	払	う	日	以	前	六	月	間	に	属	す	お	お
十七	元	利	の	金	支	額	を	支	払	う	日	以	前	六	月	間	に	属	す	お
十八	募	集	の	期	間	を	支	払	う	日	以	前	六	月	間	に	属	す	お	お
十九	払	込	の	期	日	を	支	払	う	日	以	前	六	月	間	に	属	す	お	お

額面金額 銀行 額 百円につき百円

平成十五年七月二十二日
 平成十五年七月十一日
 平成十五年七月五日